

幼稚園教諭免許状を有する者の
保育士資格取得特例について（案）

平成25年3月 日
保育士養成課程等検討会

目次

はじめに	1
1. 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有状況について	
(1) 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有状況	3
(2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得への対応	3
2. 新たな子ども・子育て支援制度への対応	
(1) 新たな幼保連携型認定こども園における保育教諭	4
(2) 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を促進するための特例的取り扱い	4
3. 保育士資格取得特例の検討にあたっての基本的な考え方	5
4. 保育士資格取得特例の具体的内容	
(1) 勤務経験を特例の実務経験として認めることとする施設の範囲	6
(2) 必要な実務経験の年数	9
(3) 試験科目の取り扱いと履修が必要な科目	10
5. 保育士資格取得特例の実施について	13

はじめに

本検討会は、平成20年3月の保育所保育指針の改定を受け、保育士養成課程の改正等について検討を行い、その結果を平成22年3月、「保育士養成課程等の改正について（中間まとめ）」としてまとめ、改定された保育所保育指針に対応した保育士養成課程及び保育士試験の改正について報告した。同報告では、保育の制度改革の議論が行われる中、保育士養成に係る諸課題については、中間まとめを発展させる形で、引き続き幅広く検討を行う必要がある、とされた。

平成22年1月の少子化社会対策会議決定により子ども・子育て新システム検討会議が設けられ、平成24年3月に「子ども・子育て新システムの基本制度について」決定が行われ、これを踏まえて関係法案が国会に提出された。同法案については、自由民主党・公明党・民主党の3党合意に基づく修正等を経て、同年8月、子ども・子育て関連3法※が可決・成立し、公布された。これにより、新制度における新たな「幼保連携型認定こども園」に配置される職員として、幼稚園教諭の普通免許状と保育士資格の両方を有する「保育教諭」が位置づけられた。

改正法の施行後5年間は、いずれか一方の資格又は免許状を有する者も保育教諭となることができる経過措置が講じられているが、「保育教諭」の人材を確保し、新たな「幼保連携型認定こども園」への移行が円滑に行われるためには、幼稚園教諭の普通免許状と保育士資格のいずれか一方のみを有する状態で実務に就いている者のもう一方の資格又は免許状の取得を促進することが必要になる。そこで、本検討会では、幼稚園教諭免許状を有し、一定の実務経験のある者の保育士資格取得特例を検討するために、平成24年10月から平成25年3月まで4回にわたり、特例の内容等について集中的に検討を行い、本報告書をまとめた。

今後、本検討会における検討内容やその結果に基づき、特例の対象とする者の範囲及び保育士試験の受験免除科目や履修対象科目等の改正が行われるとともに、今回の特例に関する履修科目が、全国の指定保育士養成施設の養成課程において反映され、それを通じて幼稚園教諭の普通免許状のみを有する者の保育士資格取得が促進され、「保育教諭」の人材確保が進むよう願うものである。

※子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」）の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

1. 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有状況について

(1) 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有状況

指定保育士養成施設の施設数及び入学定員は年々増加している（平成20年：554か所／51,720人、平成24年：594か所／55,741人）。また、指定保育士養成施設のうち幼稚園教諭免許課程を有している施設は、平成24年現在で464か所存在する（入学定員47,490人）。また、平成22年度に指定保育士養成施設を卒業し保育士資格を取得した者のうち、87%が幼稚園教諭免許状を併せて取得している。

保育所及び幼稚園で働く保育士と幼稚園教員の資格・免許の併有状況を見ると、保育所に勤務する保育士のうち幼稚園教諭免許状を有する者の割合は約76%、幼稚園に勤務する幼稚園教諭免許状を有する者のうち保育士資格を有する者の割合は約75%となっている（平成22年現在）。保育所及び幼稚園の現場には保育士資格と幼稚園教諭免許状を併有して勤務する者が多数を占めてはいるものの、一方の資格・免許状のみで勤務している者も4分の1程度存在する。

(2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得への対応

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格の取得については、「規制改革推進3か年計画（平成15年3月閣議決定）」を受け、平成16年度の保育士試験から、幼稚園教諭免許状を有する者は実務経験の有無に関わらず筆記試験9科目※のうちの2科目と実技試験の受験が免除されている。

さらに、「構造改革特区における保育士資格・保育士試験の見直しについて（平成20年10月構造改革特別区域推進本部決定）」を受け、平成22年度の保育士試験からは、前述の免除科目以外の筆記試験科目について、指定保育士養成施設において該当の科目を履修することで受験が免除されている。

※保育士試験（筆記試験科目：平成25年度）

保育原理、教育原理、社会的養護、児童家庭福祉、社会福祉、

保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論

(幼稚園教諭免許を有する者は「教育原理」と「保育の心理学」の受験免除)

2. 新たな子ども・子育て支援制度への対応

(1) 新たな幼保連携型認定こども園における保育教諭

認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的
位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども
園」が創設された。

新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に
提供する施設であり、その中で教育と保育を担う職員である「保育教
諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を有す
ることが求められている(注1)。

(2) 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を促進するための特例的取扱い

新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、
改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭の普通免許状」
または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となる
ことができる経過措置を設けている(注2)。しかしながら、これらの
いずれか一方の免許・資格しか有していない者が5年の経過措置期間
後も保育教諭として勤務するためには、経過措置期間中にもう一方の
資格を取得することが必要となる。

このため、経過措置期間中に限り、いずれか一方の免許・資格しか
有していない実務経験を有する者を対象とした免許・資格取得の特例
を設けることとした。

本検討会においては、実務経験があつて幼稚園教諭免許状を有する
者に対する保育士資格の取得に係る特例的取扱い(以下、「保育士資格
取得特例」という。)を設けるにあたり、必要な勤務経験年数、履修科
目及び必要単位数等の検討を行った。なお、保育士としての実務経験
がある保育士資格を有する者の幼稚園教諭の普通免許状の取得要件の
特例については、文部科学省において検討が行われた※。

※ 「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」が、平成24年10月から平成25年3月にかけて4回開催され、検討が行われた。

注1) 改正認定こども園法第十五条第一項

主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（注：保育士登録）を受けた者でなければならない。

注2) 改正認定こども園法附則第五条第一項

施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の十八第一項の登録（注：保育士登録）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

3. 保育士資格取得特例の検討にあたっての基本的な考え方

今回の保育士資格取得特例は、新たな幼保連携型認定こども園への円滑な移行のための措置であり、検討にあたっての基本的な考え方は以下のとおりである。

- ① 保育士として必要な保育に関する専門知識及び技術のうち、幼稚園教諭免許状を有する者が実務経験を通じて修得することが可能と考えられる事項についてはその受験・履修を免除する一方で、実務経験による修得が困難と考えられる事項については、必要な科目を受験または履修させることとし、保育の質の確保を図ること。
- ② 幼稚園等に勤務しながら受験または履修することを想定して、履修方法や履修時間を定めること。
- ③ 必要な履修時間や履修単位数に関し、保育士資格取得特例と幼稚園教諭の普通免許状の取得要件の特例の双方のバランスを取ること。

- ④ 実施期間は改正認定こども園法の施行日から5年間に経過するまでの時限的な措置であること。

4. 保育士資格取得特例の具体的内容

上記の基本的考え方を受け、以下の項目について、具体的内容の検討を行った。

- ① どのような施設における勤務を特例の実務経験とするか。
- ② 特例の実務経験とする勤務の年数としてどの程度の期間を求めるか。
- ③ 実務経験によっても受験または履修を免除されない科目を何にするか。また、当該科目に係る試験を免除するための履修科目の内容と単位数をどの程度とするか。

(1) 勤務を特例の実務経験として認めることとする施設の範囲

(考え方)

保育士資格取得特例の対象となる実務経験は幼稚園における勤務経験が基本となる。

幼稚園以外の施設における勤務経験については、幼稚園と同様に「幼稚園教育要領」に基づき、乳幼児を対象とする教育・保育を実施している施設における勤務経験を保育士資格取得特例の実務経験と認めることとする。

なお、「保育所保育指針」に基づく保育を行っている施設における勤務は、保育に携わる実務経験そのものであることから、保育士資格取得特例の実務経験と認めることとする。

(具体的な取り扱い)

- ① 幼稚園、認定こども園及び保育所では、「幼稚園教育要領」又は「保育所保育指針」に基づき、乳幼児を対象とする教育・保育を行っていることから、これらの施設における勤務は特例の実務経験と認めることとする。
- ② 特別支援学校幼稚部及びへき地保育所は、「幼稚園教育要領」又は

「保育所保育指針」に準ずる教育・保育を実施していることから（注3）、これらの施設における勤務は特例の実務経験と認めることとする。

③ 認可外保育施設は、「保育所保育指針」に準ずる保育を実施することとされているが（注4）、その実施形態が様々である。そこで、以下の条件をいずれも満たす認可外保育施設における勤務を特例の実務経験と認めることとする。

i 認可外保育施設指導監督基準を満たしていることが確認できる施設（注5）

ii 一定規模の集団により継続的に保育を行うことを主たる目的としている施設

※ 幼稚園併設型認可外保育施設については、幼稚園と一体の施設として指導監督を受けており、一定の基準を満たしていると認められることから、当該施設における勤務は特例の実務経験と認めることとする。

P

④ 小学校・放課後児童クラブについては、幼小連携による幼稚園・小学校間の人事異動や保育所と放課後児童クラブを運営する法人による法人内の人事異動が行われている実態があり、それらの施設・事業における勤務については、一定の評価を行うことが適当と考えられることから、幼稚園教諭免許状を有する者が人事異動により小学校・放課後児童クラブの勤務を1年以上経験した場合、特例に必要な実務経験年数に1年を上限に算定できることとする。

注3)

・特別支援学校幼稚部教育要領（平成21年3月9日文科科学省告示35号）抜粋

第2章 ねらい及び内容等

ねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態等に十分配慮するものとする。

・平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月5日文科科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抜粋

別添6の11 へき地保育事業

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の精神を尊重して行うものとする。

注4)

・認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抜粋

認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を満たすことが望ましいものであること。

（略）

5 保育内容

児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針を理解することが不可欠であること

注5) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）」により、認可外保育施設指導監督基準を満たしていると認められた施設に対し、都道府県知事等が証明書を交付している。

(2) 実務経験年数

(考え方)

- ① 特例の実務経験年数には、幼稚園教員等として一とおりの勤務経験を積むことができると考えられる年数を求めることとする。
- ② また、年数のみならず時間数として、保育士試験の実務経験の基準と同様、常勤としての3年間の勤務に相当する総勤務時間を条件に加えることとする。
- ③ 勤務を行った施設の種別に応じて実務経験年数に差を設けることは行わない。
- ④ 幼稚園教諭免許状の種別に応じて実務経験年数に差を設けることは行わない。
- ⑤ 保育士試験及び幼稚園教員資格認定試験は一定の実務経験により受験資格を得ることができるが、いずれの試験も受験資格を得るために必要な実務経験について有効期限を設けていないことから、本特例も同様に実務経験に有効期限を設けることは行わない。

(具体的な取り扱い)

保育士資格取得特例で必要とする実務経験年数については、「3年以上かつ4,320時間以上※」とする。

※6時間×20日×3年(36か月)＝4,320時間

(3) 試験科目の取り扱いと履修が必要な科目

現在の幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格の取得については、実務経験の有無に関わらず筆記試験9科目のうちの2科目と実技試験の受験が免除されている。また、受験が必要な筆記試験7科目については、指定保育士養成施設で所定の科目を履修することで、表1のとおり受験が免除されている。

保育士資格取得特例により、実務経験があつて幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際に免除される科目は表2のとおりとし、履修が必要な科目と科目の内容は表3・4のとおりとする。

これにより、実務経験があつて幼稚園教諭免許状を有する者が本特例により保育士資格を取得するためには、①保育士試験の筆記試験を受験する場合は表3の6科目の筆記試験に合格すること、②科目履修による場合は表4の科目を履修することが、それぞれ必要になる。

①・受験が必要な試験科目

②・①の受験免除に必要な履修科目(指定保育士養成施設における履修)

(表1)

幼稚園教諭免許状を有する者(実務経験の有無を問わない)における試験科目・履修科目対応表

①試験科目		②履修科目	
1	社会福祉	1	社会福祉
		2	相談援助
2	児童家庭福祉	3	児童家庭福祉
		4	家庭支援論
3	子どもの保健	5	子どもの保健Ⅰ
		6	子どもの保健Ⅱ
4	子どもの食と栄養	7	子どもの食と栄養
5	保育原理	8	保育原理
		9	乳児保育
		10	保育相談支援
		11	障害児保育
6	社会的養護	12	社会的養護
		13	社会的養護内容
7	保育実習理論	14	保育内容総論
		15	保育内容演習
		16	保育の表現技術

(表2)

実務経験があつて幼稚園教諭免許状を有する者における試験科目・履修科目対応表

①試験科目		②履修科目	
1	社会福祉	1	社会福祉
		2	相談援助
2	児童家庭福祉	3	児童家庭福祉
		4	家庭支援論
3	子どもの保健	5	子どもの保健Ⅰ
		6	子どもの保健Ⅱ
4	子どもの食と栄養	7	子どもの食と栄養
5	保育原理	8	保育原理
		9	乳児保育
		10	保育相談支援
		11	障害児保育
6	社会的養護	12	社会的養護
		13	社会的養護内容
7	保育実習理論	14	保育内容総論
		15	保育内容演習
		16	保育の表現技術

※網掛け部分が受験または履修免除科目

①・・・受験が必要な試験科目

②・・・①の受験免除に必要な履修科目(指定保育士養成施設における履修)

(表3)

保育士資格取得特例における試験科目・履修科目

①試験科目		②履修科目
1	社会福祉	福祉と養護 (仮称)
2	児童家庭福祉	福祉と養護 (仮称)
		相談支援 (仮称)
3	子どもの保健	保健と栄養 (仮称)
4	子どもの食と栄養	
5	保育原理	乳児保育
		相談支援 (仮称)
6	社会的養護	福祉と養護 (仮称)

(表4)

保育士資格取得特例における履修科目の内容

特例による履修科目		履修科目に含まれる内容
科目名	単位	
福祉と養護 (仮称)	2単位 (講義)	社会福祉
		児童家庭福祉
		社会的養護
相談支援 (仮称)	2単位 (講義)	家庭支援論
		保育相談支援
保健と栄養 (仮称)	2単位 (講義)	子どもの保健 I
		子どもの食と栄養
乳児保育	2単位 (演習)	乳児保育

(保育士資格取得特例による免除科目等の説明)

①試験科目

幼稚園等における勤務経験を通じて、保育に関する経験や表現活動の経験を積んでいることを考慮し、「保育実習理論」の受験を免除する。

②履修科目（表1の履修科目番号を科目名の前に記載）

- i 「1：社会福祉」「3：児童家庭福祉」「12：社会的養護」については、幼稚園教諭の養成課程において履修されていない社会福祉の制度や支援を学ぶものである。幼稚園等での勤務経験により、子育て支援機関や家庭との連携については一定の経験を積んでいることを考慮し、「社会福祉・児童家庭福祉・社会的養護の意義と役割、制度と実施体系等」及び「施設養護の実際」を学ぶ科目として「福祉と養護（仮称）（講義2単位）」を履修が必要な科目とする。
- ii 「4：家庭支援論」「10：保育相談支援」については、保育所の重要な機能である家庭や保護者に対する支援を学ぶ科目である。幼稚園等での勤務経験により保護者対応等の経験を一定程度積んでいることを考慮し、「家庭支援・保育相談支援の意義と役割」及び「多様な支援と関係機関との連携」等を学ぶ科目として「相談支援（仮称）（講義2単位）」を履修が必要な科目とする。
- iii 「5：子どもの保健Ⅰ」「7：子どもの食と栄養」については、子どもの健康・安全や食育に関する重要な科目である。幼稚園等での勤務経験により、児童の感染症や疾病時の対応及び食事に関する関わりについて一定程度の経験を積んでいることを考慮し、「子どもの疾病と保育」「安全管理」「食育の基本と内容」等を学ぶ科目として「保健と栄養（仮称）（講義2単位）」を履修が必要な科目とする。
- iv 「9：乳児保育」については、幼稚園等での勤務経験では乳児との関わりがないため、履修が必要な科目とする。
- v 幼稚園等での勤務経験により教育・保育の経験や家庭等に対

する相談・援助等について一定程度の経験を積んでいることを考慮し、「２：相談援助」「６：子どもの保健Ⅱ」「８：保育原理」「１１：障害児保育」「１３：社会的養護内容」については履修を免除する。

５．保育士資格取得特例の実施について

(１) 本特例により保育士資格を取得した者は、家族支援や社会的養護等に関する研修を受講し、より実践的な力を身につけることが望ましい。このため、地方自治体や保育士養成施設等が協力し、研修を開催することが求められる。

(２) 本特例は、片方の免許・資格により「保育教諭」として勤務することができる経過措置期間中に限ったものであることから、対象となる幼稚園教諭等に対して十分な周知が図られる必要がある。

(３) 本特例による履修が円滑に行われるために、各指定保育士養成施設に対し、今回の特例の内容の周知を図るとともに、特例に対応した講座の開講を依頼する等の働きかけが求められる。

また、開講にあたっては、対象者の多くが幼稚園等で現に勤務している者であることが想定されることから、通信教育や夜間開講など勤務者の状況に配慮した対応が望まれる。

本検討会において、以上のような意見が活発に出され、保育士資格取得の特例について様々な論議が展開された。本報告書は、保育士資格取得特例に関するものであるが、保育士養成を巡っては、平成２２年３月の本検討会中間まとめ第２部にもある通り、多くの検討課題がある。

それらについては、本検討会として早期に検討を続ける必要があると考えられる。